

へき地医療対策費補助金交付要綱

制 定	平成 27 年 10 月 13 日付け医政第 750 号
一部改正	平成 29 年 7 月 26 日付け医政第 526 号
一部改正	平成 31 年 2 月 18 日付け医政第 1407 号
一部改正	令和元年 9 月 12 日付け医政第 584 号
一部改正	令和 2 年 12 月 10 日付け医政第 1218 号
一部改正	令和 3 年 9 月 30 日付け保福第 280 号
一部改正	令和 3 年 11 月 24 日付け医政第 1281 号
一部改正	令和 4 年 1 月 11 日付け医政第 1509 号
一部改正	令和 4 年 10 月 11 日付け医政第 1254 号
一部改正	令和 5 年 10 月 26 日付け医政第 1369 号
一部改正	令和 6 年 11 月 13 日付け医政第 888 号

(目的)

第 1 へき地における医療の確保を図るため、へき地保健医療対策等実施要綱（平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知別添）に基づき実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発医政 0331 第 31 号厚生労働事務次官通知別添）、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号厚生事務次官通知別添）、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 117 号厚生事務次官通知別添）、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付対象となる事業及び定義)

第 2 この要綱により補助金を交付する対象事業及びその定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) へき地医療拠点病院運営事業 知事の指定を受けた病院の開設者が行う、へき地医療拠点病院の運営事業をいう。
- (2) へき地診療所運営事業 岩手県（県立病院等事業管理者）、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会その他知事が適当と認める者が行う、無医地区及び無医地区に準じる地区（以下「無医地区等」という。）又は無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区（以下「無歯科医地区等」という。）における診療所の運営事業をいう。
- (3) へき地患者輸送車運行事業 岩手県（県立病院等事業管理者）、市町村、日本赤十字社及び社会福祉法人恩賜財団済生会が行う、へき地の患者を最寄り医療機関まで輸送する事業をいう。
- (4) へき地医療拠点病院施設整備事業 知事の指定を受けた病院の開設者が行う、へき地医療拠点病院の施設整備事業をいう。
- (5) へき地診療所施設整備事業 岩手県（県立病院等事業管理者）、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会その他知事が適当と認める者が行う、へき地診療所の施設整備事業をいう。
- (6) へき地医療拠点病院設備整備事業 知事の指定を受けた病院の開設者が行う、へき地医

療拠点病院として必要な医療機器の整備事業をいう。

- (7) へき地診療所設備整備事業 岩手県（県立病院等事業管理者）、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会その他知事が適当と認める者が行う、へき地診療所として必要な医療機器の整備事業をいう。
- (8) へき地巡回診療車整備事業 岩手県（県立病院等事業管理者）、市町村、日本赤十字社及び社会福祉法人恩賜財団済生会が行う、無医地区等又は無歯科医地区等に対する巡回診療に必要な巡回診療車の整備事業をいう。
- (9) へき地患者輸送車整備事業 岩手県（県立病院等事業管理者）、市町村、日本赤十字社及び社会福祉法人恩賜財団済生会が行う、へき地患者輸送車の整備事業をいう。

（補助金の対象経費及び補助額）

第3 第1及び第2に規定する対象事業ごとの経費及び補助額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) へき地医療拠点病院運営事業 補助対象経費は別表第1のとおりとし、補助額は、種目の欄に規定する経費ごとに、基準額欄に規定する金額と補助対象経費欄に規定する対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定し、その選定した額の合計額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。
- (2) へき地診療所運営事業 補助対象経費は別表第1のとおりとし、補助額は、種目の欄に規定する経費ごとに、基準額欄に規定する金額と補助対象経費欄に規定する対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、その選定した額の合計額から診療収入を控除した額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。
- (3) へき地患者輸送車運行事業 補助対象経費は別表第1のとおりとし、補助額は、基準額欄に規定する金額と補助対象経費欄に規定する対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定し、その選定した額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。
- (4) へき地医療拠点病院施設整備事業 補助対象経費は別表第2のとおりとし、補助額は、基準額欄に規定する金額と補助対象経費欄に規定する対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、その選定した額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。
- (5) へき地診療所施設整備事業 補助対象経費は別表第2のとおりとし、補助額は、基準額欄に規定する金額と補助対象経費欄に規定する対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、その選定した額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。
- (6) へき地医療拠点病院設備整備事業 補助対象経費は別表第3のとおりとし、補助額は、基準額欄に規定する金額と補助対象経費欄に規定する対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、その選定した額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。

(7) へき地診療所設備整備事業 補助対象経費は別表第3のとおりとし、補助額は、基準額欄に規定する金額と補助対象経費欄に規定する対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、その選定した額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。

(8) へき地巡回診療車整備事業 補助対象経費は別表第3のとおりとし、補助額は、基準額欄に規定する金額と補助対象経費欄に規定する対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、その選定した額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。

(9) へき地患者輸送車整備事業 補助対象経費は別表第3のとおりとし、補助額は、基準額欄に規定する金額と補助対象経費欄に規定する対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、その選定した額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。

2 前項各号の規定により算出された補助額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付決定の下限)

第4 第2第1項第4号から第7号に定める事業については、第3により1品又は1か所につき算出された補助額が、別表第2又は別表第3に定める下限額に満たない場合は、交付決定を行わないものとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、規則第5条に定める補助金の交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下げ期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の管理)

第7 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得等財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産処分に係る制限の期間)

第8 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(立入検査等)

第9 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は

当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(遂行状況報告)

- 第 10 第 2 第 4 号又は第 5 号の事業を行う補助事業者は、知事から要求があったときは、速やかに遂行状況報告書（様式 10）により、知事が定める日までに知事に報告しなければならない。

(書類の整備等)

- 第 11 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が 5 年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

- 第 12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 4 のとおりとする。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第 13 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式 11）により知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(その他)

- 第 14 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

別表第1 (第3関係)

区 分	種目	補助対象経費	基準額	補助率
へき地 医療拠点病院 運営事業	医療活動費	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 諸謝金 旅費（研究費に計上したものを除く。） 備品費（単価 50 万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 消耗品費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 社会保険料 雑役務費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 燃料費 委託費 公課費</p>	<p>次により算出された額の合算額</p> <p>へき地医療活動経費</p> <p>(1) 巡回診療等従事者経費 医 師 61,000 円×延日数 その他 25,000 円×延日数</p> <p>(2) 巡回診療等自動車経費 3,700 円×延回数</p> <p>(3) 代診医等派遣経費 医 師 61,000 円×延日数 その他 25,000 円×延日数</p>	10/10
	研究費	<p>学会出席に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費（学会出席旅費）</p>	<p>次に定める額</p> <p>(1) 医療活動年間延日数 150 日以上 414,000 円 (2) 医療活動年間延日数 75 日以上 150 日未満 310,000 円 (3) 医療活動年間延日数 50 日以上 75 日未満 207,000 円</p>	

研修費	へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費	1回あたり 56,000円	
医療費	医療に必要な次に掲げる経費 備品費（単価 50 万円未満の医療用に限る。） 材料費（医薬品、診療材料費） 雑役務費（医療機器修繕料）	医療に要した実支出額	
情報通信機器等経費	情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） 備品費（単価 50 万円未満に限る。） 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費（修繕料等） 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）	次により算出された額 情報通信機器等 （1）へき地医療拠点病院診療支援システム （912,810円+76,420円） ×稼動月数 （2）へき地・離島診療支援システム （456,400円+38,210円） ×導入へき地診療所数 ×稼動月数	
総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く。） 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 社会保険料	2,253,000円	

へき地 診療所 運営事 業	事務費	<p>へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>報償費</p> <p>旅費（研究費に計上したものを除く。）</p> <p>備品費（単価 50 万円未満に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。）</p> <p>消耗品費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。）</p> <p>材料費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>光熱水料</p> <p>借料及び損料（情報通信機器等経費に計上したものを除く。）</p> <p>社会保険料</p> <p>雑役務費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。）</p> <p>委託費</p>	<p>次により算出された額</p> <p>(1) ① 診療日数 1～129 日 6,200,000 円 + (71,000 円 × 実診療日数)</p> <p>② 診療日数 130～259 日 6,200,000 円 + (77,000 円 × 実診療日数)</p> <p>③ 診療日数 260 日以上 6,200,000 円 + (87,000 円 × 実診療日数)</p> <p>(2) 訪問看護による加算額 25,000 円 × 訪問看護日数</p>	2 / 3
	研究費	<p>医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費（研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費）</p> <p>備品費（医学用図書雑誌、単価 50 万円未満の研究用備品に限る。）</p> <p>材料費（医学研究用材料）</p>	<p>(1) 診療日数 1～129 日 65,000 円</p> <p>(2) 診療日数 130～259 日 130,000 円</p> <p>(3) 診療日数 260 日以上 195,000 円</p>	
	医療費	<p>医療に必要な次に掲げる経費</p> <p>備品費（単価 50 万円未満の医療用に限る。）</p> <p>材料費（医薬品費、診療材料費）</p> <p>雑役務費（医療機器修繕料）</p> <p>委託費（診療のための検査委託料）</p>	医療に要した実支出額	

	情報通信機器等経費	<p>情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>備品費（単価 50 万円未満の庁用器具に限る。）</p> <p>消耗品費</p> <p>通信運搬費</p> <p>借料及び損料</p> <p>雑役務費（修繕料等）</p>	<p>次により算出された額</p> <p>（1）ファクシミリ</p> <p>37,290 円×稼動月数</p> <p>ただし、導入初年度にあつては 45,450 円を加算する。</p> <p>（2）情報通信機器等</p> <p>297,430 円×稼動月数</p>	
へき地患者輸送車運行事業	—	<p>へき地患者輸送車の運行に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>報償費</p> <p>旅費</p> <p>消耗品費</p> <p>借料及び損料</p> <p>社会保険料</p> <p>雑役務費（修繕料）</p> <p>燃料費</p> <p>委託費</p>	765,000 円	1 / 2

別表第2 (第3関係)

区 分	補助対象経費	基準額	補助率	下限額
へき地医療拠点病院施設整備事業	<p>へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)</p> <p>(2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) 医師住宅</p>	<p>次に掲げる基準面積に別添に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 診療部門 1,000 m²</p> <p>(2) 医師住宅 1戸当たり 80 m² (ただし2戸を限度とする。)</p>	1 / 2	1か所につき 2,500 千円
へき地診療所施設整備事業	<p>へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築(老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。)及び改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費</p> <p>(1) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等)</p> <p>(2) 医師住宅</p> <p>(3) 看護師住宅</p>	<p>次に掲げる基準面積に別添に定める単価を乗じた額の合計額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 診療部門</p> <p>① 無床の場合 160 m²</p> <p>② 有床の場合 ア 5床以下 240 m² イ 6床以上 760 m²</p> <p>(2) 医師住宅 80 m²</p> <p>(3) 看護師住宅 80 m²</p>	1 / 2	1か所につき 1,000 千円
	へリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	へリポート1か所当たり 92,489 千円		—

(別添) 1 平方メートル当たり単価表

施設区分	種目等	構造別	単価 (円)
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	264,400
		ブロック	230,900
	診療棟	鉄筋コンクリート	295,100
		ブロック	258,500
	医師住宅	鉄筋コンクリート	198,300
		ブロック	172,500
木造		198,300	
へき地診療所	—	鉄筋コンクリート	212,200
		ブロック	185,400
		木造	212,200

(注) 1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とする。

別表第3 (第3関係)

区 分	種 目	補助対象経費	基準額	補助率	下限額
へき地医療拠点病院設備整備事業	医療機器整備費	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 55,000 千円	1 / 2	1 品につき 250,000 円
	歯科医療機器等整備費	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費	1 か所当たり 27,500 千円		1 品につき 50,000 円
へき地診療所設備整備事業	—	へき地診療所として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 16,500 千円	1 / 2	1 品につき 250,000 円
へき地巡回診療車整備事業	—	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	1 台当たり 1,426 千円	1 / 2	—
へき地患者輸送車整備事業	—	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	(1) マイクロバスの場合 1 台当たり 2,829 千円 (2) ワゴン車の場合 1 台当たり 1,474 千円	1 / 2	—

別表第4（第12関係）

区分	条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
へき地医療拠点病院運営事業	規則第4条の規定による書類	1 へき地医療拠点病院運営費補助金交付申請書	1-1	1部	別に定める
		2 へき地医療拠点病院運営費補助金所要額調書	1-2	1部	
		3 へき地医療拠点病院運営事業計画書	1-3	1部	
へき地医療拠点病院運営事業	規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	4 へき地医療拠点病院運営事業所要額明細書	1-4	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行おうとする日の15日前まで
		5 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書		1部	
		(2) その他参考となる資料		1部	
へき地医療拠点病院運営事業	規則第13条第1項の規定による書類	1 へき地医療拠点病院運営費補助金実績報告書	1-6	1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
		2 へき地医療拠点病院運営費補助金精算額調書	1-2	1部	
		3 へき地医療拠点病院運営事業実績書	1-3	1部	
		4 へき地医療拠点病院運営事業所要額明細書	1-4	1部	
		5 へき地医療拠点病院運営費補助金請求書	1-7	1部	
		6 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 (2) その他参考となる資料		1部 1部	
へき地診療所運営事業	規則第4条の規定による書類	1 へき地診療所運営費補助金交付申請書	2-1	1部	別に定める
		2 へき地診療所運営費補助金所要額調書	2-2	1部	
		3 へき地診療所運営事業計画書	2-3	1部	

		4 へき地診療所運営事業所要額 明細書 5 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事 業収支計算書 (2) その他参考となる資料	2-4	1部 1部 1部	
	規則第6条 第1項第1 号から第3 号までの規 定により承 認を受ける 場合の書類	1 へき地診療所運営事業変更 (中止・廃止)承認申請書 2 へき地診療所運営費補助金所 要額調書 3 へき地診療所運営事業計画書 4 へき地診療所運営事業所要額 明細書 5 その他参考となる資料	2-5 2-2 2-3 2-4	1部 1部 1部 1部 1部	当該事業の変更(中 止、廃止)を行おう とする日の15日前 まで
	規則第13 条第1項の 規定による 書類	1 へき地診療所運営費補助金実 績報告書 2 へき地診療所運営費補助金精 算額調書 3 へき地診療所運営事業実績書 4 へき地診療所運営事業所要額 明細書 5 へき地診療所運営費補助金請 求書 6 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事 業収支計算書 (2) その他参考となる資料	2-6 2-2 2-3 2-4 2-7	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	当該事業を完了した 日(規則第6条第1 項第3号に規定する 事業の中止又は廃止 の承認を受けた場合 には、当該承認の通 知を受理した日)か ら30日以内又は補 助金の交付の決定を 受けた年度の3月 31日のいずれか早 い日
へき地患者 輸送車運行 事業	規則第4条 の規定によ る書類	1 へき地患者輸送車運行事業費 補助金交付申請書 2 へき地患者輸送車運行事業費 補助金所要額調書 3 へき地患者輸送車運行事業計 画書 4 へき地患者輸送車運行事業所 要額明細書 5 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事 業収支計算書 (2) その他参考となる資料	3-1 3-2 3-3 3-4	1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
	規則第6条 第1項第1 号から第3 号までの規	1 へき地患者輸送車運行事業変 更(中止・廃止)承認申請書 2 へき地患者輸送車運行事業費 補助金所要額調書	3-5 3-2	1部 1部	当該事業の変更(中 止、廃止)を行おう とする日の15日前 まで

	定により承認を受ける場合の書類	3 へき地患者輸送車運行事業計画書 4 へき地患者輸送車運行事業所要額明細書 5 その他参考となる資料	3-3 3-4	1部 1部 1部	
	規則第13条第1項の規定による書類	1 へき地患者輸送車運行事業費補助金実績報告書 2 へき地患者輸送車運行事業費補助金精算額調書 3 へき地患者輸送車運行事業実績書 4 へき地患者輸送車運行事業所要額明細書 5 へき地患者輸送車運行事業費補助金請求書 6 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 (2) その他参考となる資料	3-6 3-2 3-3 3-4 3-7	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
へき地医療拠点病院施設整備事業	規則第4条の規定による書類	1 へき地医療拠点病院施設整備費補助金交付申請書 2 へき地医療拠点病院施設整備費補助金所要額調書 3 へき地医療拠点病院施設整備事業計画書 4 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 (2) その他参考となる資料 (工事仕様書、見積書、設計書、図面の写し等)	4-1 4-2 4-3	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
	規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 へき地医療拠点病院施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書 2 へき地医療拠点病院施設整備費補助金所要額調書 3 へき地医療拠点病院施設整備事業計画書 4 その他参考となる資料 (工事仕様書、見積書、設計書、図面の写し等)	4-4 4-2 4-3	1部 1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行おうとする日の15日前まで
	規則第13条第1項の	1 へき地医療拠点病院施設整備費補助金実績報告書	4-5	1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1

	規定による書類	2 へき地医療拠点病院施設整備費補助金精算額調書 3 へき地医療拠点病院施設整備事業実績書 4 へき地医療拠点病院施設整備費補助金請求書 5 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 (2) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真 (3) 契約書の写し (4) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。） (5) 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書 (6) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し (7) その他参考となる資料	4-2 4-3 4-6	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日) から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
へき地診療所施設整備事業	規則第4条の規定による書類	1 へき地診療所施設整備費補助金交付申請書 2 へき地診療所施設整備費補助金所要額調書 3 へき地診療所施設整備事業計画書 4 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 (2) その他参考となる資料 (工事仕様書、見積書、設計書、図面の写し等)	5-1 5-2 5-3	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
	規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 へき地診療所施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書 2 へき地診療所施設整備費補助金所要額調書 3 へき地診療所施設整備事業計画書 4 その他参考となる資料 (工事仕様書、見積書、設計書、図面の写し等)	5-4 5-2 5-3	1部 1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行おうとする日の15日前まで

	規則第 13 条第 1 項の規定による書類	1 へき地診療所施設整備費補助金実績報告書 2 へき地診療所施設整備費補助金精算額調書 3 へき地診療所施設整備事業実績書 4 へき地診療所施設整備費補助金請求書 5 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 (2) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真 (3) 契約書の写し (4) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。） (5) 補助対象区域の工事設計図及び工事仕様書 (6) 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写し (7) その他参考となる資料	5-5 5-2 5-3 5-6	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	当該事業を完了した日（規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日
へき地医療拠点病院設備整備事業	規則第 4 条の規定による書類	1 へき地医療拠点病院設備整備費補助金交付申請書 2 へき地医療拠点病院設備整備費補助金所要額調書 3 へき地医療拠点病院設備整備事業計画書 4 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 (2) その他参考となる資料（見積書の写し、整備物品の写真及びカタログ等）	6-1 6-2 6-3	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
	規則第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 へき地医療拠点病院設備整備事業変更（中止・廃止）承認申請書 2 へき地医療拠点病院設備整備費補助金所要額調書 3 へき地医療拠点病院設備整備事業計画書 4 その他参考となる資料	6-4 6-2 6-3	1部 1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行おうとする日の 15 日前まで

		(見積書の写し、整備物品の 写真及びカタログ等)			
	規則第 13 条第 1 項の 規定による 書類	1 へき地医療拠点病院設備整備 費補助金実績報告書 2 へき地医療拠点病院設備整備 費補助金精算額調書 3 へき地医療拠点病院設備整備 事業実績書 4 へき地医療拠点病院設備整備 費補助金請求書 5 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事 業収支計算書 (2) 契約書及び納品書の写し (3) 整備物品の写真 (4) その他参考となる資料	6-5 6-2 6-3 6-6	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	当該事業を完了した 日(規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する 事業の中止又は廃止 の承認を受けた場合 には、当該承認の通 知を受理した日)か ら 30 日以内又は補 助金の交付の決定を 受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早 い日
へき地診療 所設備整備 事業	規則第 4 条 の規定によ る書類	1 へき地診療所設備整備費補助 金交付申請書 2 へき地診療所設備整備費補助 金所要額調書 3 へき地診療所設備整備事業計 画書 4 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事 業収支計算書 (2) その他参考となる資料 (見積書の写し、整備物品 の写真及びカタログ等)	7-1 7-2 7-3	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
	規則第 6 条 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規 定により承 認を受ける 場合の書類	1 へき地診療所設備整備事業変 更(中止・廃止)承認申請書 2 へき地診療所設備整備費補助 金所要額調書 3 へき地診療所設備整備事業計 画書 4 その他参考となる資料 (見積書の写し、整備物品の 写真及びカタログ等)	7-4 7-2 7-3	1部 1部 1部 1部	当該事業の変更(中 止、廃止)を行おう とする日の 15 日前 まで
	規則第 13 条第 1 項の 規定による 書類	1 へき地診療所設備整備費補助 金実績報告書 2 へき地診療所設備整備費補助 金精算額調書 3 へき地診療所設備整備事業実	7-5 7-2 7-3	1部 1部 1部	当該事業を完了した 日(規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する 事業の中止又は廃止 の承認を受けた場合

		績書 4 へき地診療所設備整備費補助金請求書 5 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 (2) 契約書及び納品書の写し (3) 整備物品の写真 (4) その他参考となる資料	7-6	1部 1部 1部 1部 1部	には、当該承認の通知を受理した日) から 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日
へき地巡回診療車整備事業	規則第4条の規定による書類	1 へき地巡回診療車整備費補助金交付申請書 2 へき地巡回診療車整備費補助金所要額調書 3 へき地巡回診療車整備事業計画書 4 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 (2) その他参考となる資料 (見積書の写し、整備物品の写真及びカタログ等)	8-1 8-2 8-3	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
	規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 へき地巡回診療車整備事業変更(中止・廃止)承認申請書 2 へき地巡回診療車整備費補助金所要額調書 3 へき地巡回診療車整備事業計画書 4 その他参考となる資料 (見積書の写し、整備物品の写真及びカタログ等)	8-4 8-2 8-3	1部 1部 1部 1部	当該事業の変更(中止、廃止)を行おうとする日の 15 日前まで
	規則第13条第1項の規定による書類	1 へき地巡回診療車整備費補助金実績報告書 2 へき地巡回診療車整備費補助金精算額調書 3 へき地巡回診療車整備事業実績書 4 へき地巡回診療車整備費補助金請求書 5 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 (2) 契約書及び納品書の写し	8-5 8-2 8-3 8-6	1部 1部 1部 1部 1部 1部	当該事業を完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日) から 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日

		(3) 整備物品の写真 (4) その他参考となる資料		1部 1部	
へき地患者 輸送車整備 事業	規則第4条 の規定によ る書類	1 へき地患者輸送車整備費補助 金交付申請書	9-1	1部	別に定める
		2 へき地患者輸送車整備費補助 金所要額調書	9-2	1部	
		3 へき地患者輸送車整備事業計 画書	9-3	1部	
		4 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事 業収支計算書 (2) その他参考となる資料 (見積書の写し、整備物品 の写真及びカタログ等)		1部 1部	
	規則第6条 第1項第1 号から第3 号までの規 定により承 認を受ける 場合の書類	1 へき地患者輸送車整備事業変 更(中止・廃止)承認申請書	9-4	1部	当該事業の変更(中 止、廃止)を行おう とする日の15日前 まで
		2 へき地患者輸送車整備費補助 金所要額調書	9-2	1部	
		3 へき地患者輸送車整備事業計 画書	9-3	1部	
		4 その他参考となる資料 (見積書の写し、整備物品の 写真及びカタログ等)		1部	
	規則第13 条第1項の 規定による 書類	1 へき地患者輸送車整備費補助 金実績報告書	9-5	1部	当該事業を完了した 日(規則第6条第1 項第3号に規定する 事業の中止又は廃止 の承認を受けた場合 には、当該承認の通 知を受理した日)か ら30日以内又は補 助金の交付の決定を 受けた年度の3月 31日のいずれか早 い日
		2 へき地患者輸送車整備費補助 金精算額調書	9-2	1部	
		3 へき地患者輸送車整備事業実 績書	9-3	1部	
		4 へき地患者輸送車整備費補助 金請求書	9-6	1部	
		5 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事 業収支計算書 (2) 契約書及び納品書の写し (3) 整備物品の写真 (4) その他参考となる資料		1部 1部 1部 1部	